

## 松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託仕様書

## 1. 事業名 松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託

## 2. 目的

市立保育所等での給食献立の作成等を行う際に、栄養計算、発注業務、アレルギー対応などを支援するシステムを更新することで、業務の効率化や正確性を確保すること。

## 3. 事業の期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。うち、システム構築、データ移行期間は契約締結日の翌日から令和7年7月31日までとし、令和7年8月1日から運用開始予定とする。

## 4. 事業内容

- (1) 栄養計算、献立作成、発注業務などが可能なシステムの提供
- (2) 端末操作研修の実施及び運用に必要なマニュアル等の提供
- (3) 導入後の運用、保守、サポート体制の提供
- (4) その他、本業務に必要な事項

## 5. 利用要件

- (1) 松江市保育所幼稚園課（松江市末次町86）
- (2) 利用端末台数 2台
- (3) システム管理の対象となる施設等  
保育所・幼保園 11園（約1,520食/日）

※端末については本市が準備する。

※現行システムにおいて2ライセンスで常時2名が利用しており、同様の運用をすることを想定している。

## 6. 性能要件

- (1) システムは、安定稼働、信頼性及び費用対効果を目的として、地方公共団体で導入実績を有し、かつ、安定稼働の実績を有するパッケージシステムとし、発注者の要求事項に適合させること。
- (2) 導入するシステムは、オンプレミスではなく、クラウド型の提供システムとし、セキュリティが完備されたデータセンターを利用すること。
- (3) 同時に複数端末からシステムを利用する場合でも、良好な処理速度を確保すること。システムは、土日祝日も利用可能とすること。利用可能時間帯については、バックアップ処理等を考慮した上で、最大限利用ができるようにすること。

## 7. 機能要件

- (1) 以下に示す主な業務が処理できること

- ア 食品、料理管理
- イ 献立作成、栄養価計算
- ウ 食物アレルギー献立作成
- エ 献立表出力
- オ 発注管理
- カ 調理用資料出力
- キ 食数管理
- ク 集計書類出力
- ケ 報告書等出力

(2) 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告『日本食品標準成分表』が改訂又は文部科学省告示学校給食摂取基準その他の関連法令等が改正された場合に、プログラム修正を容易に行うことができるつくりであること。

## 8. 導入及び運用サポートについて

### (1) データセットアップ（データの移行）

受注者は、現行システムのデータをシステムにセットアップした状態で納品すること。

なお、移行データ数量等は以下のとおり。

- ・食品データ 3,540 食品程度
- ・料理データ 2,400 品程度

### (2) 運用サポート

ア 障害発生時には迅速に対応できる体制を整備し、業務への影響が最小限になるよう対応すること。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ システムの稼働に必要なバージョンアップ、データベースの整理等を実施すること。法令・制度改正等によるシステム改修等が発生した場合、保守契約の範囲内でバージョンアップを行うこと。

### (3) 操作マニュアル

システムの使用、操作マニュアルを納品すること。

### (4) 操作研修

操作に関する研修を行うこと。具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。

## 9. その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。

(4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案が

ある場合は、積極的に提案すること。

- (6) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、発注者と協議の上決定する。